

死亡届後の各種手続きのご案内

◆市民窓口課

- * 印鑑登録証の返却 → 印鑑登録証
- * 住民基本台帳カードの返却 → 住民基本台帳カード
- * 世帯主変更届(世帯主の死亡) → 亡くなった世帯主以外に世帯員が2人以上いる方

◆保険医療課

- * **国民年金**
 - ・遺族基礎年金
 - ・死亡(未支給)の届 → 年金手帳・年金証書
保険医療課へお尋ねください
- * **国民健康保険(社会保険等の加入者及び被扶養者以外の方)**
 - ・資格喪失届または世帯主変更届 → 保険証、高齢受給者証(交付を受けている方のみ)
限度額適用認定証(交付を受けている方のみ)
来庁者のマイナンバーカードなどの顔写真のついた本人確認のできる書類
 - ・出産育児一時金支給申請(死産の時) → 保険証、出産した医療機関の領収書及び明細書
直接支払制度利用の申出書
振込口座のわかるもの
死産証明書、母子手帳、埋火葬許可証のいずれかの書類
 - ・葬祭費支給申請 → 保険証、喪主の振込口座のわかるもの、葬祭を行ったことを証明する書類(会葬礼状、葬儀の領収書等)
- * **後期高齢者医療(75歳以上の方、及び65歳以上で一定の障がいのある方)**
 - ・届出 → 後期高齢者医療被保険者証、マイナンバーカード
来庁者の身分証明
相続人の振込口座のわかるもの
相続人の印鑑
 - ・葬祭費支給申請書 → 後期高齢者医療被保険者証
喪主の振込口座のわかるもの
喪主の印鑑
葬祭を行ったことを証明する書類
(会葬礼状、火葬許可証、死亡診断書、葬儀の領収書等)
- * **子ども医療** (中学校卒業までの子ども。なお、障害者医療・母子家庭等医療の受給対象者は小学校就学前まで。)
 - ・受給資格喪失届 → 医療費受給者証
- * **障害者医療**
 - ・受給資格喪失届 → 医療費受給者証
- * **母子家庭等医療(配偶者のない母または父で18歳までの児童を扶養している方とその児童)**
 - ・受給資格喪失届 → 医療費受給者証
- * **精神障害者医療**
 - ・受給資格喪失届 → 医療費受給者証
- * **後期高齢者福祉医療** → 医療費受給者証
後期高齢者医療の手続きの際にお尋ねください

◆福祉課

- | | |
|---------------|-----------------------------|
| * 身体障害者手帳 | → 手帳、振込口座(受取人)のわかるもの、マイナンバー |
| * 療育手帳 | → 手帳、振込口座(受取人)のわかるもの |
| * 精神障害者保健福祉手帳 | → 手帳、振込口座(受取人)のわかるもの |
| * 自立支援医療該当者 | → 受給者証 |
| * 障害福祉サービス利用者 | → 受給者証 |
| * 福祉タクシー利用者 | → 福祉タクシー助成券 |

◆長寿課

- | | |
|----------------|-----------------------------|
| * 要介護高齢者福祉手当 | |
| ・届出 | → 振込口座(受取人)のわかるもの |
| * 福祉タクシー利用者 | → 福祉タクシー助成券 |
| * 高齢者福祉サービス利用者 | → 長寿課へお尋ねください |
| * 介護保険 | |
| ・届出 | → 介護保険被保険者証、振込口座(受取人)のわかるもの |

◆子ども若者支援課

- | | |
|---|--------------------|
| * 児童扶養手当(父または母がいない、父または母に重度障がいがある、両親がいない児童を養育している方) | |
| * 遺児手当(同上) | |
| * 特別児童扶養手当(心身に障がいを持つ20歳未満の児童を養育している方) | |
| * 児童手当(中学校卒業までの児童を養育している方<公務員は勤務先で手続き>) | |
| ・届出(受給者または対象児童の死亡) | → 子ども若者支援課へお尋ねください |
| * 障がい児通所施設利用者 | → 子ども若者支援課へお尋ねください |

◆幼児保育課

- | | |
|----------------|------------------|
| * 保育所等を利用していた方 | → 幼児保育課へ申し出てください |
|----------------|------------------|

◆水道課

- | | |
|---------------------------------------|---------------|
| * 水道の使用者変更、所有者変更、休止 | → 所有者変更は、印鑑必要 |
| * 水道料金・下水道使用料の未納がある方は、水道課にて納付をお願いします。 | |

◆下水道課(南部浄化センター内)

〒478-0045 知多市南浜町25番地 TEL 0562-55-9591

- | | |
|-------------------------|---|
| * 井戸水を利用していた方 | → 下水道課で手続きが必要です。
「水道水以外の水の使用(変更)申告書」の提出をお願いします。
詳しくは下水道課へお尋ねください。 |
| * 下水道事業受益者負担金を納付中・猶予中の方 | → 下水道課へお申し出ください。 |
| * 水洗便所改造資金貸付金を償還中の方 | → 下水道課へお申し出ください。 |

◆税務課

- * 固定資産税手続き及び案内(固定資産を所有している方)
 - ・届出 → 税務課へお尋ねください
- * 125cc以下の原動機付自転車、小型特殊自動車を所有している方
 - ・届出 → ナンバープレート
 - 上記以外の軽自動車を所有している方 → 税務課では手続きができません
手続場所のご案内をしますので、税務課へお尋ねください
- * 市・県民税の課税がある方 → 税務課へお尋ねください

◆環境政策課

- * し尿くみ取りの申請及び廃止 → 残りの確認券
(名義人の死亡) くみ取りを継続する場合も申請が必要です
- * 犬の登録事項変更(所有者の変更) → 愛犬カード(愛犬手帳)
- * 知多墓園
 - ・利用権承継(利用者の死亡) → 利用許可証、承継者の戸籍謄本、
承継者が市外在住の場合は世帯全員の住民票(本籍記載)、
承継者の引落口座のわかるもの、通帳印、手数料(200円)など
 - ・埋蔵届(お墓に遺骨を入れるとき) → 利用許可証、火葬許可証

◆都市計画課

- * 市営住宅入居者 → 死亡者の除票、世帯全員の住民票(全記載)
- * 朝倉駅前駐車場の定期駐車利用者 → 知多市有料駐車場(朝倉駅前駐車場)指定管理者タイムズ24株式会社
へ問い合わせてください。電話 052-307-3000

◆農業委員会事務局

- * 相続等により、農地を取得された方(おおむね10ヶ月以内に届出が必要)
 - 取得事由のわかる書類
 - 《この届出は、権利取得の効力を発生させるものではありません》
- * 農業者年金受給者・加入者 → 農業委員会事務局へ照会ください
- * 農地の貸借をしている方 → 農業委員会事務局へ照会ください

◆緑と花の推進課

- * 相続等により、新たに森林の所有者となった方(90日以内に届出が必要)
 - 取得事由のわかる書類
 - 《この届出は、権利取得の効力を発生させるものではありません》